

平成25年度

# 事業計画

公益財団法人 北九州市身体障害者福祉協会

## 目 次

### 平成25年度事業計画

◇活動方針	2
◇事業計画	3
I 法人運営	4
II 公益事業	4
1. 社会参加推進事業 【公益事業1】	4
2. 東部障害者福祉会館事業 【公益事業2】	5
3. 西部障害者福祉会館事業 【公益事業3】	6
4. 生活援助員派遣事業 【公益事業4】	8
III 収益事業	8
1. 点字・声の市政だより等作成事業 【収益事業1】	8
2. デイサービスセンター事業 【収益事業2】	8
3. ヘルパー事業 【収益事業3】	9
4. 自動販売機委託販売事業 【収益事業4】	9
IV その他事業	10
1. 地域障害者団体支援事業 【その他事業1】	10
V 他団体連携事業	10

## 活 動 方 針

平成24年度は、福岡県から公益財団法人としての認定を受け、新たな法人としてスタートを迎えた年度となりました。

これまでも生きがい支援や人権啓発など、障害のある人たちの自立・社会参加につながる取り組みを法人の使命として行なってきましたが、新たな法人としてのこのスタートを契機として、今後法人が社会の中で果たすべき役割をより明確にしていくため、法人運営会議の中で、法人の経営理念・ビジョンの見直しと作成に取り組みました。

### ミッション(経営理念)

地域社会の中で、障害のある人が安心して、生きがいを持って自立した生活を営むことができる社会の実現を目指します。

### ビジョン(目的)

障害福祉の視点から、すべての市民にとって暮らしやすいまちづくり・ひとづくりに取り組みます。

### バリュー(活動姿勢)

- 障害のある人たちの権利を守る活動をします。
- 障害のある人たちの声を聞き、求められるニーズに応える活動をします。
- 個々の障害を理解し、障害のある人の立場に立った視点で活動をします。
- 障害のある人が自分の生き方を選択できるよう、生活を支援する活動をします。
- 障害のある人の生きがいへとつながる、芸術・文化・スポーツ支援の活動をします。
- 障害のある人と地域との架け橋となる活動をします。
- 関係機関・団体と協力、連携して活動をします。

平成25年度は、主に東部・西部障害者福祉会館等の施設運営にかかる指定管理者の応募、市制50周年記念事業としての障害者芸術祭、平成26年度に開催される九州身体障害者福祉大会及び点字図書館が担当する九州視覚障害者情報提供施設大会の開催に向けた1年前の準備等に取り組みます。

また、今後社会から求められる公益法人としての責任をより深く自覚し、今まで以上に高い意識を持ち「すべての市民にとって暮らしやすいまちづくり・ひとづくり」のため、上記の7つの活動姿勢に基づき、法人の活動を行なっていきます。

# 事業計画

## 平成25年度の取り組み

### (1) 法人運営に必要な財源確保

障害福祉の推進の活動基盤となる法人運営を行なっていく財源として、寄附金や賛助会費等の収入増について引き続き検討し、増収に向けた取り組みを行なっていきます。

### (2) 指定管理者第3期への応募

北九州市の障害福祉の東西拠点となる、東部・西部障害者福祉会館等の施設運営にかかる指定管理者（第3期 平成26年度～30年度までの5年間）を目指します。

### (3) 生きがい事業の推進

現在、生きがい事業として主に障害者芸術文化活動の推進を目的とした事業に取り組んでいます。

25年度は北九州市が市制50周年を迎えることから、障害者芸術文化活動の推進として、平成20年度から実施している北九州市障害者芸術祭を、50周年事業と関連させた取り組みとして力を入れて取り組みます。また、これからの芸術文化・スポーツ活動の支援に必要な事業実施体制についても検討します。

### (4) 人権の啓発及び推進

障害のある人の人権について、昨年度は他団体と連携しながら啓発活動を行なってきました。

25年度も引き続き他団体と連携をとりながら、従来の講演会等の取り組みに加え、市民センターや自治会などの小単位に向けた出前講演の啓発活動など、地域に出て行く取り組みを行ないます。

### (5) 会員団体との連携強化

会員団体間の連携強化のため、団体相互の交流事業を実施するなど、連携強化に必要な取り組みを実施します。

### (6) 社会参加の推進

障害のある人となない人の交流の機会を作るなど、地域における障害のある人の社会参加のきっかけとなる事業展開を行ないます。また、社会参加を進める上で不可欠な、地域とのパイプ役となる身体障害者相談員の周知や、相談員と行政、関係機関、地域との連携強化に向けた取り組みを行ないます。

## I 法人運営

公益財団法人として障害福祉の推進に資するため、公益性の高い事業展開を行ない、障害のある人たちの地域における自立と社会参加に向けて取り組んでいきます。そのために必要な組織力、経営力等、法人の基盤強化を目指し、内外に向けた取り組みを行なっていきます。

### 【活動内容】

#### 1. 組織運営に関わる各種会議の開催

- ・理事会及び評議員会の開催（年3回予定）
- ・関係団体事務局長会議の開催（定例 年6回）
- ・法人運営推進会議（定例 年6回）

#### 2. 職員育成の強化

- ・研修会の実施（全職員対象 年3回・各所属別職員対象 随時）

## II 公益事業

### 1. 社会参加推進事業【公益事業1】

障害のある人たちの社会参加を進めていくため、そのきっかけとなる芸術文化活動やコミュニケーションの支援を行ない、併せて必要な情報の提供、整備すべき制度、サービスについての要望活動を行なうなど、障害福祉の推進を図ることを目的とした事業を行ないます。

### 【活動内容】

#### （1）障害者芸術文化支援事業

障害のある人たちの生きがいつくりにつながる芸術文化活動の支援を目的に、日頃の活動成果の発表や市民への障害福祉の啓発の場として、芸術作品展やステージイベントを行ないます。また、市制50周年にあたる今年度は、関係機関・団体に配布する記念誌を作成します。

- ・第6回 北九州市障害者芸術祭（市制50周年関連事業）

芸術作品展 平成25年11月～12月予定（会場未定）

ステージイベント 平成25年12月 8日（日）（ウエルとばた大ホール）

#### （2）手話通訳協力員派遣事業

コミュニケーション支援や情報保障が必要な場面において、聴覚障害者及び関係団体、企業等に対し、専門性のある手話通訳者を派遣します。

#### （3）情報提供事業

ホームページ及び広報紙を活用して、障害福祉に関わる情報を発信することで、市民への啓発と障害のある人たちの社会参加推進を図ります。

- ・ホームページによる各種情報の提供
- ・広報紙「しんしょうだより」の発行 年間4回 各1600部発行

#### (4) 陳情・要望活動事業

すべての市民にとって暮らしやすいまちづくり・ひとづくりのため、国や市に対して必要な制度、諸政策に対する要望等の活動を行います。市レベルでは、北九州市障害福祉団体連絡協議会をはじめとした関係団体と連携し、国レベルでは、全国の関連団体と連携して要望活動を行います。

- ・第58回日本身体障害者福祉大会  
平成25年5月27日（月）～28日（火）（北海道札幌市）
- ・第54回政令指定都市身体障害者団体連絡協議会  
平成25年9月7日（土）（福岡市）
- ・九州身体障害者福祉大会は中止（担当県の宮崎県が、2年後に全国大会を主催するため）

### 2. 東部障害者福祉会館事業【公益事業2】

自立、社会参加のために支援が必要な障害のある人たちの活動拠点として、障害者福祉会館の運営や社会参加支援事業を実施します。

事業を実施する上では、様々な障害の特性に応じた支援ができる資格（手話通訳士や介護福祉士、社会福祉士など）を持つ専門職員を配置し事業を実施します。

事業の実施を通して挙げた課題について分析し、その中で問題提起が必要なものについては、広報誌やセミナーを通して広く社会へ伝えていきます。

また、北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例に基づき、障害のある人たちの自立、社会参加の支援を目的として活動する団体に無料で部屋の貸し出しを行いません。

#### 【活動内容】

##### 1. 障害者社会参加支援事業

###### (1) 社会参加講座開催事業

- ・パソコン講座、料理講座など13講座の開催

###### (2) 交流事業

- ・交流会の開催  
夏（レクリエーション交流） 平成25年6月  
冬（クリスマス会、年末交流会） 平成25年12月  
春（春の交流会） 平成26年3月
- ・開館記念文化祭「ふれあい広場」の開催 平成25年10月20日（日）

###### (3) 支援者養成事業

- ・初級ボランティア養成講座（福祉セミナー） 平成25年7月
- ・障害のある人へのコミュニケーション支援セミナー 平成25年9月

###### (4) 情報提供事業

- ・会館だよりの発行 年4回 各1600部発行
- ・情報センター事業

福祉関係書籍の貸し出しや、福祉関連新聞切り抜き記事の施設内での掲示  
福祉関係者を対象とした書籍の貸し出し

## 2. 障害別社会参加支援事業

### (1) 障害別支援者養成事業

- ・要約筆記者養成講座

### (2) 障害別生活支援事業

- ・要約筆記奉仕員派遣
- ・視覚障害者生活教室
- ・音声機能障害者発声訓練
- ・発声訓練指導者養成事業
- ・オストメイト社会適応訓練事業

## 3. 貸し部屋支援事業

障害のある人やその支援者、関係者が福祉の向上を目的とした会議、研修、福祉大会開催などで会館を利用する場合に無料で部屋の貸し出しを行ないます。

収益を目的とした内容についての部屋の貸し出しは行ないません。

貸出日：月曜日～土曜日 9時30分～21時

日曜日 9時30分～18時

休館日：火曜日、祝日、年末年始

## 3. 西部障害者福祉会館事業【公益事業3】

自立、社会参加のために支援が必要な障害のある人たちの活動拠点として、障害者福祉会館の運営や社会参加支援事業を実施します。

事業を実施する上では、様々な障害の特性に応じた支援ができる資格（手話通訳士や介護福祉士、社会福祉士など）を持つ専門職員を配置し事業を実施します。

事業の実施を通して挙げた課題について分析し、その中で問題提起が必要なものについては、広報誌やセミナーを通して広く社会へ伝えていきます。

また、北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例に基づき、障害のある人たちの自立、社会参加の支援を目的として活動する団体に無料で部屋の貸し出しを行ないます。

コムシティ5階へ移転し、運営初年度となる平成25年度は、利用者の意見を聞きながら、ハード・ソフト両面での環境の整備に努めます。

### 【活動内容】

#### 1. 障害者社会参加支援事業

##### (1) 社会参加講座開催事業

- ・パソコン講座、料理講座など16講座の開催。

##### (2) 交流事業

- ・コムシティ移転オープニングイベント
- ・交流会の開催 ふれあいコンサート

### (3) 支援者養成事業

- ・初級ボランティア養成講座（福祉セミナー）

### (4) 情報提供事業

- ・会館だよりの発行 年4回 各1600部発行

## 2. 視覚障害者社会参加支援事業

### (1) 製作および貸し出し事業

- ・視覚障害者を対象とした点字、テープおよびデージー（CD）図書の製作および貸し出し

### (2) ボランティア養成および研修事業

- ・音訳ボランティア養成講座、スキルアップ研修会
- ・点訳ボランティア養成講座、スキルアップ研修会

### (3) 情報提供事業

- ・機器操作支援
- ・広報誌の発行 点字図書館だより 年3回 各450部発行
- ・リーディングネットワーク

### (4) 交流事業

- ・点字図書館交流会（当事者、ボランティア、職員による三者交流会）

## 3. 聴覚障害者社会参加支援事業

### (1) 制作および貸し出し事業

- ・聴覚障害者を対象とした、手話・字幕挿入映像資料の制作および貸し出し

### (2) 支援者養成および研修事業

- ・盲ろう者通訳・ガイドヘルパー養成講座

### (3) 障害別生活支援事業

- ・手話通訳者の派遣
- ・盲ろう者通訳ガイドヘルパーの派遣

### (4) 情報提供事業

- ・聴覚障害者支援セミナー
- ・広報誌の発行 年4回 各300部発行

### (5) 交流事業

- ・聴覚障害者ふれあいの会（当事者、ボランティア、職員による三者交流会）

#### 4. 貸し部屋支援事業

障害のある人やその支援者、関係者が福祉の向上を目的とした会議、研修、福祉大会開催などで会館を利用する場合に無料で部屋の貸し出しを行ないます。

収益を目的とした内容についての部屋の貸し出しは行ないません。

貸出日：月曜日～土曜日 9：30～21：00  
日曜日 9：30～18：00

休館日：火曜日、祝日、年末年始

#### 4. 生活援助員派遣事業【公益事業4】

高齢者夫婦世帯並びに高齢者独居世帯が地域生活を送る際に起こりうる地域での孤立を未然に防止するため、生活援助員の派遣による日頃からの声掛け、安否確認や緊急時通報システムの活用による緊急時の対応など、地域生活の支援を行ないます。

##### 【活動内容】

日中（10：00～15：00）

生活援助員が全世帯を巡回しながら声かけ、安否の確認を行い、その中で入居者の生活にかかる問題やニーズ等の情報を収集します。

夜間（20：00～8：00）

宿直員が駐在し、夜間での緊急時の対応にあたります。

### Ⅲ 収益事業

#### 1. 点字・声の市政だより等作成事業【収益事業1】

北九州市が発行する広報誌「市政だより」、「市議会だより」等の点字・録音版を製作し、視覚障害者の生活に必要な情報提供を行ないます。

##### 【活動内容】

市政だより、市議会だより、かえるプレス、自立支援障害程度区分通知書等、北九州市等の公的な機関が発行する書類の点字物、録音物の作成

#### 2. デイサービスセンター事業【収益事業2】

介護が必要な高齢者に対し、送迎・入浴・食事・レクリエーションなどの各種サービスを提供することにより、健全で安定した在宅生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持・向上等を図るとともに、その家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

本人及び家族のニーズを聞きながら、地域、事業所、行政等と連携してサービスの提供を行ないます。

##### 【活動内容】

介護保険法に基づく通所介護事業、予防介護通所事業、居宅介護支援事業

### **3. ヘルパー事業【収益事業3】**

障害者の高齢化が急速に進むなか、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、通院及び社会参加等の外出支援、同行援助並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適性かつ効果的に行います。

利用者の人権を尊重し、利用者の立場に立ったサービス提供に努めるとともに、地域との結びつきを重視し、北九州市、地域の保健、医療、福祉サービスの提供者との綿密な連携に努めます。

また、減少傾向にある登録ヘルパーの確保と、資質向上を図るため、研修会を随時実施し、地域福祉情報の発信・共有に努めると同時に、ヘルパーの人材確保を図ります。

#### **【活動内容】**

障害者総合支援法及び介護保険法に基づくヘルパー派遣事業  
ヘルパー養成事業（同行援護従事者養成研修）

### **4. 自動販売機委託販売事業【収益事業4】**

北九州市立東部障害者福祉会館や北九州市立西部障害者福祉会館をはじめ、北九州市内の公的施設に自動販売機を設置し、飲料水の販売を行ないます。

自動販売機による飲料水の販売収益は公益目的事業に還元します。

#### **【活動内容】**

自動販売機による飲料水の販売

## **IV その他事業**

### **1. 地域障害者団体支援事業【その他事業1】**

北九州市内で活動する身体障害者団体の支援を通して、北九州市の障害福祉の推進を図ることを目的に事業を行ないます。

#### **【活動内容】**

当事者団体が企画する啓発、学習、交流などを目的とした事業に対して連絡調整、広報等の事業協力を行ない、その活動を支援します。

また、障害別の全国組織および九州地区組織開催の福祉大会、スポーツ大会への参加支援も行ないます。その他、障害別団体が九州及び全国規模の大会を主催する場合の大会開催に関する支援も行ないます。

- ・当事者団体企画事業支援
- ・障害別全国組織及び九州地区組織開催の福祉大会参加、スポーツ大会参加支援
- ・障害別団体による九州及び全国規模大会開催支援

## V 他団体連携事業

北九州市の障害福祉推進のため、他団体と連携して行政に対し必要な政策提言、意見交換を行います。また、障害福祉に関する情報を収集し提供します。

### 1. 北九州市障害福祉団体連絡協議会（常任委員）

市内の障害福祉政策に関する行政との協議及び要望活動、人権啓発活動

### 2. 北九州市福祉のまちづくりネットワーク（世話人団体および会員）

福祉のまちづくりに関する行政との協議、意見交換

### 3. 北九州市障害福祉情報センター（運営委員）

障害福祉に関する情報収集及び提供